

平成 25 年度第 3 回市民協働推進委員会会議概要

- ◎日 時 : 平成 25 年 8 月 10 日 (土) 10:00~12:20
- ◎会 場 : 市役所 1 号館 3 階会議室
- ◎出席委員 : 名和田委員長、宇田川副委員長、伊藤委員、近藤委員、田辺委員、渡辺委員、小林委員
- ◎事務局職員 : 井岡自治人権推進課長、小田主査補、橋本主任主事、尾形主事
- ◎傍聴者 : 0 名

◎議題

平成 25 年度地域まちづくり事業について

事務局：本日の会議につきましては、上志津まちづくり協議会の事業申請書、西志津小学校区まちづくり協議会の事業申請書が審議事項となります。

会議公開につきましては、地域まちづくり事業の審議以外は公開となります。

議事のスケジュールについては、お配りした次第の通りになりますが、目安として、1 協議会につき事務局による説明 10 分、質疑応答 30 分の計 40 分を予定しております。終了は 12 時頃となる予定です。

傍聴人につきましては現在はおりませんが、入室のタイミングについては委員長から事務局に指示をお願いします。

1. 開会

(省略)

2. 委員長あいさつ

委員長：本日は新たに立ち上がった 2 つの地域まちづくり協議会について審議を行う。逗子市では 5 小学校区あるが、制度設計以前の懇話会を行うということで、それぞれの小学校区で 4、5 回ずつ行っているが、そこで色々と苦勞しているところである。立ち上げ期であるので、住民の方々からお叱りを受けることもある。

こういった仕組みが出来上がって、事業が始まると、色々と課題はあると思うが、やってよかったという雰囲気が感じられて、とても大事な取り組みだと思つづく。今回は新たに立ち上がったまちづくり協議会の事業について審議を行うということで非常に大事な場となる。質疑応答の時間が 30 分確保されており、非常に丁寧な議事の進め方

であると思う。ぜひ、皆様方の知見、お知恵を頂きたいと思う。

3. 議事（公開）

（1）地域まちづくり事業の説明及び質疑応答（公開）

委員長：最初に確認と報告がある。傍聴人の対応についてであるが、現在のところ、傍聴人はいらっしゃらないが、いらした場合は公開部分については、私が指示をして入室していただく。

会議の公開についてですが、第1回の委員会で確認した通り、申請事業に対する評価・意見調整等の審議部分については非公開でそれ以外については公開となる。

議事のタイムスケジュールについては、先程、事務局から説明があった通りとなる。今回は新規に立ち上がった協議会の審議であるため、協議会の方がお見えになられているが、基本的には職員が説明をすることになっている。市民提案型事業については当事者が説明を行うが、まち協については職員が説明を行うことになっている。

説明が10分、質疑応答が30分の計40分を1単位として、2事業の審査を行う。説明する職員の方には10分の説明時間を守っていただき、我々委員も十分な審議を頂きたい。効率良く審議を行い、時間内に終わるようご協力をお願いしたい。なお、発言を行う際は挙手をお願いする。

最後に、本日の委員会については、委員定数10名の内、委員7名の出席があるので、市民協働の推進に関する条例施行規則第18条第6項の規定により、会議は成立となる。それでは各まちづくり協議会の審議に入る。上志津まちづくり協議会、西志津小学校区まちづくり協議会の順番で行っていく。

① 上志津まちづくり協議会

委員長：まずは10分程度で申請内容について、事務局より説明をお願いしたい。

・説明

事務局：申請書に沿って事務局より説明

・質疑

委員長：それでは今から30分以内で質疑応答を行う。本日はまちづくり協議会の方に来ていただいているので、質疑がある方はお願いします。質問をする際は挙手をお願いします。

委員：素朴な疑問であるが、事務局へお聞きしたい。事業の年度は4月から3月までとなるのが一般的であると思うが、この申請を見ていると認証申請が7月19日になっており、事業申請も7月19日になっている。時間的な配分がわかりづらいので、そのあた

りの説明を事務局へお願いしたい。

事務局：上志津まちづくり協議会の設立は6月23日となります。よって、それ以降の事業申請となっております。

委員長：佐倉市では、具体的な事業が見えてから、初めて事業の設立申請ができるという条例の作りになっている。認証申請から事業申請まで短時間でできるというのが佐倉市の特徴である。認証についてはこの委員会で審議しないで、市長の判断で決定をし、協議会が立ち上がることになる。それから、予算の執行については、議会が前年度にまち協の事業にこれだけの枠を認めているであろうということで、認めたものであり、比較的フリーな枠組みでまち協が民主的に設立されて、こういう事業がしたいということに対して今年度中に予算を使うということが認められている。これは佐倉市の仕組みの大きな特徴である。他に何か意見はあるか。

委員：防災体験研修事業について4ページの下段に、毎年各地区から2名程度の参加者を集めると書いてあるが、各地区というのは自治会を想定しているのか。そうであれば15地区となるが、3地区がまだ加盟していない。その理由を教えてください。

上志津：所属していない自治会は、小学校区が上志津小学校区と志津小学校区の両方にまたがっているところである。比較的、志津小学校の方に比重が大きく、志津小学校区の方に所属すると意志表明をした3自治会である。それ以外の上志津小学校区内にある自治会はすべて所属している。

委員：子供向けの事業を行う際に、加盟していない自治会の子供達は上志津まちづくり協議会が行う子供向けのイベントには参加できないのか。

上志津：参加できないということはない。

委員長：志津小学校区にはまだ協議会がないのか。

事務局：現在、準備委員会が設立された段階である。

委員：防災訓練も小学校ごとに分かれているのか。その場合、またがっている区域はどうするのか。

上志津：まち協を立ち上げる前に13自治会合同で防災訓練を行っており、そこに新たに

加わって15自治会となった。親子で参加される方もいるので、特に線引きするようなことはしていない。

委員長：広報誌は自治会未加入世帯にも配られるとのことだが、不参加の自治会の区域については自治会にお願いして配布してもらうのか。

上志津：そのように考えている。

委員長：不参加の自治会に配布することに関して確認はとれているのか。

上志津：了解は得ていないが、大丈夫であると思う。

副委員長：立ち上げてすぐ3つの事業を行うのは大変だと思う。3つの事業を設けたが、部会として組織的にきっちりしたものになっているのか。例えば、防災体験事業は防災事業部会として、なかよし太鼓育成事業は文化事業部会、広報誌は広報部会とすると、それぞれの3部会の部会長や構成委員は確立されているのか。

上志津：防災部会では17名の委員で構成されている。広報についても部長、副部長を決めて、メンバーも決まっている。

副委員長：たとえば5ページの年間スケジュールで防災防犯部会として、その中に防災研修や企画会議があるという認識でいるが、防災防犯部会の構成委員は何名か。

上志津：防災防犯部会は17名のメンバーで事業を進めていく。秋に行う防災体験研修会については、各地区から2名ずつ集めると38名となる。50名まではまだメンバーの募集ができるので、各部や自治会からもう1名ずつ受け入れて50名にしよう等といった打ち合わせを企画会議で行っていくことを考えている。

副委員長：そうすると、防災防犯部会の部長が中心となって部会合同の会議を開催していくという認識でよいか。

上志津：そのような認識で良い。

委員：仲よし太鼓について、和太鼓はいくつあるのか。また、講師は数人が担当すると記載されているが何人で担当するのか。講師の方はどちらからおいでになるのか。

上志津：講師は地域内の自治会の方、また西志津の自治会の方にも協力をお願いしている。太鼓は7つある。その中には寄付していただいた太鼓もある。今までは上志津2区だけで行ってきたが、子供の減少もあり、広い範囲から子供を集めて育成をしていこうと考えている。絶やさないう、また、再度盛り上げていきたい。

委員：講師謝礼が計上されているが、これは西志津の方に支払う分という認識でよろしいか。また、交通費についても同様か。

上志津：そうなる。また、イベント等出張することもあるので、その際の運搬費や交通費も含んでいる。

副委員長：各部長が3人いるが、おそらく役員と兼務されている方が多いと思う。規約を読むと部長が役員会に役員として入るという規約になっていない。部会を機能的にするためには、部長を役員として位置付けることが必要ではないかと思う。偶然、兼務をしているから、その必要がないと言われればそれまでだが、規約上、部長を役員に含めるということについて検討したのか。おそらく、役員の中から部長を選出したということであろうと思う。

上志津：そうするしかないだろうという状況であった。

副委員長：急いで立ち上げたという大変な状況で、そこまで検討はしていなかったとは思いますが、部長を規約上の役員として位置付けた方が良いと思う。

上志津：その点については、今後検討していきたい。

委員長：規約の第15条に経費に関する規定があるが、その中の会費という項目についてご説明願いたい。

上志津：会費については、立ち上げの際に各自治会より集めており、総会、理事会や役員会等を招集する際の通信費等の事務的経費に充てている。

委員長：会費は今後も継続して徴収していくのか。

上志津：毎年、集めることになると思うが、はっきりとは決まっていない。事務的団体運営費として、1自治会1万円の会費を集めることにした。

委員長：とても大事な論点であると思う。佐倉市の特徴でもあるが、まち協の運営費は市からは出ない。佐倉市のまち協は団体が会員になっているので、自治会から集めているのではないかと想像していたが、各自治会1万円を出しているということである。市の制度として、運営費が出ていないので、地元のご努力で調達されているのは貴重なことではないかと思う。

それから、太鼓については申請書を拝見して中々良い事業であると感じた。単一の自治会ではやりきれなくなったことを地域でまとまって行っていくことは、まち協の大きな趣旨である。

委員：太鼓というのは1つの形がある、先生がいて、見るお客さんもいる。地震や火災については単発的にやると継承ができない。それと役員の方が続いてやって次の人へ伝えていくということを組織的に行っていけないと、ただスケジュールを組んでメンバーを集めてやっても、また来年になったら違う形になってしまう。一生懸命、継承という文字が使われているが、その方法が見えづらい。

上志津：防災部会では、この研修は毎年やっていこうと考えている。各自治会によっては毎年役員が変わってしまう。そういうところには必ず新しい防災部員が入ってくるので、そういう人を毎年、継続して研修を行っていかなければならないと考えている。

委員：私の町内会も1年交代なので、自治会で防災訓練を行っても次に伝わらない。実際に火災や地震が起きたときに、研修で経験したことが役に立つ。警察や消防等の行政を巻き込んで取り組んでいけないうけない。継続、継承していくことを考えないと、毎年、予算をとって研修を行うのだから、積み重ねが大事である。そうしないと実際に災害が起きた時に役に立たない。流行だからやっておこうという姿勢では良くない。太鼓については必ず継承できると思う。子供たちも興味を示すと思う。

上志津：太鼓については15年程前からメンバーが段々と減ってきた。おとし頃まで上志津小学校に太鼓を教える先生がいたが、小学校に太鼓が1つしかないということで、太鼓を貸して練習を行っていた。その流れで今回復活させようということになった。

委員長：他の事例を見てみると、役員を辞めても部会の活動は続けているというケースもある。役員が変わって行って、次々に経験することによって、すそ野が広がるということも考えられる。まち協の方で意識的に進めていけばすそ野が広がり、濃い部会になるのではないかと期待している。

上志津：まち協の理事については必ずしも自治会長でなくてよいということにしている。

理事の任期を2年としているので、自治会長が毎年変わっても理事は継続できる。各団体を代表して2名以内という形にしている。

委員：まちづくりというと、防犯、防災、環境となりがちだが、子供をターゲットにしているのは素晴らしいと思う。私たちの地域でもお囃子や太鼓をやる人たちが高齢になり、やめていってしまうので、これを伝承していくのはとても大事なことだと思う。定期練習の参加者はどのように募集しているのか。また、部会のメンバーは何人いるのか。すべての委員はどこかの部会に入ることになっているのか。

上志津：現時点で未定の人もあるが必ずどれかに入ってもらつつもりでいる。

太鼓の募集については、まち協の広報誌で募集する予定である。今は上志津2区自治会が中心で行っているが、8月のお祭りに向けて、6、7月については今までに卒業した人たちに集まってもらい、体制を作っていく。

委員：任期の2年は伸ばすことはできるのか。

上志津：できる。

委員：経験して興味を持った方を含めて、増やしていった方が良い。継続をしていかないといけない。

副委員長：役員でない人も仲間に入れていく。任期を過ぎたら、それで終わりではなく、終わっても続けてみたいという人がいると思う。ぜひそういう人の受け皿ができるようにしていただきたい。これは、経験的なことだが防犯活動が盛んな所は防災活動も盛んである。防犯活動は日々の活動である。毎日の活動で人の繋がりやコミュニケーションもとれる。上志津方面の防犯活動も盛んであると聞いている。支援事業の中では今回は防災活動に絞っているが、各自治会で様々な防犯活動をしていると思う。その方々の連携をとることに限っては、その受け皿としてまち協は非常に良い。年に2、3回の防犯情報連絡会等を考えていく方が良いと思う。

委員：太鼓は小学校での実演も行うのか。

上志津：行う予定である。

委員：防災体験研修事業はどのように募集をするのか。

上志津：最初は、まち協の理事全員に参加してもらおう。それで38名となる。残りは各自自治会から1名ずつ募集して合計50名で行く予定である。

委員：人数のキャパシティの問題もあるが、それではもったいないと思う。まち協が立ち上がって、このようなことをやっているということを知らしめるチャンスであるので、広く広報した方が良い。それが太鼓の事業や次の新しい事業に繋がる可能性もある。

上志津：広報誌でこういう研修に参加したということは広報する予定である。

委員：結果の報告も大事だが、一緒にやりませんかという事前の呼びかけがメンバーを増やすことに繋がるので是非やってもらいたい。

上志津：今年度は役員を中心にしているが、次年度からは自治会の会員を対象にしていく体制をとる。

委員長：今おっしゃったことは費用面で考えると、先程、市のバスが確保できそうということで、もう1台バスを確保することが可能かもしれないということである。他に質問がなければ上志津まちづくり協議会については以上で質疑応答を終わりにする。

② 西志津小学校区まちづくり協議会

委員長：先程と同様に、まず事務局の担当職員より10分程度で説明をしていただいた後、質疑応答に入る。それでは説明をお願いします。

・説明

事務局：事業申請書に沿って説明

・質疑

委員：多目的広場はどこにあるのか。河津桜があるところか。

西志津：河津桜のところである。

委員長：どういう性質も土地になるのか。

事務局：元々は区画整理事業の実施に伴う小学校用地として確保していた土地であったが、将来的に小学校の必要性を判断する中で、建設の必要性はないと判断し、用地だけが残った。教育施設用地としてあったが必要性が薄まり建設とならなかった。

西志津：地域住民から今の状態で、あまり箱物を建てずに、継続して市民の健康維持のために維持してほしいという要望が6，7年前からある。この要望について、市からはできるだけ市民の要望に沿った形で努力するという回答をいただいているが、あのままの状態継続して使用できるという判断には至っていない。

最終的には、行政が判断をすることだが、自分たちの手で美化活動やモラルの向上等の維持管理を地域の住民が行うことによって、市に我々の声が届くのではないかという願いも込められている。

現在の利用状況としては、毎朝の地域住民によるラジオ体操を行っている。これは雨が降らない限り、毎日行っている。今は、夏休み期間中であるので、毎朝400人ほどの参加者がいる。10年継続して行っており、今年の7月で延べ40万人を超えた。また、3つのグループがグランドゴルフを行っており、月曜日、火曜日、木曜日に広場で活動をしている。他にも、朝から夜までウォーキングをする人が絶えない状況で、地域にとってかけがえのないまた、重要な役割を持った広場である。

委員長：区画整理で確保した土地ということだが、教育委員会の財産になっているのか。

事務局：普通財産である。

委員長：学校用地として確保したが、今は学校という用途に限定はしていないということか。

事務局：そうなる。

委員：河津桜はどこから持ってきたのか。

西志津：市が広場を取得した時に、寄付されたものを市が植林した。

委員：管理は市が行っているのか。

西志津：市も行っているが、私たち自身でも維持管理を行っている。生涯スポーツ課と公園緑地課と私たちの3者で話し合いながら維持管理を行っている。

委員：広場に花壇をつくるということだが、市からそのような提案はあったのか。

西志津：ない。住民側からの提案である。

副委員長：立ち上げてすぐに、色々な事業を行うのは素晴らしいと思うが、事業を行うにあたって、各部会が中心になると思うが、部会の構成委員等は確保されているのか。申請書を見ると協議会を立ち上げて、7月に各部会を16名で開催したとなっているが、当座は役員が部会の責任者になるのか。いずれは、部会の構成員は16名から増やすことや中身も含めて変えていくことは考えているのか。

西志津：委員は37名いるが、その中から役員の16名が選抜された。部会については、規約上、会長を除く36名が7部会のどれかに所属することになっている。全協議員に希望をとり、第一希望を原則として各部会に割り振った組織づくりを行っている。また、9月1日に各委員へ認証から支援申請までの流れを報告する予定である。

副委員長：各事業については部会が中心になって運営していくことになると思う。おそらく部会長は役員を兼ねている方がなると思うが、規約上、部会長が役員会に出席できる様な形式にしたほうが良い。規約上、部会長を役員として位置付けをする。必ずしも町会長が部会長をやる訳ではないので、継続して色々な人が部会長になることを考えると、そのような位置づけにした方が良い。

西志津：役員プラス部会長で理事会という組織を構成している。今の役員の中には部会長を兼務している方もいれば、役員ではないが部会長をしている方もいる。

委員：広報誌が回覧となっているが、回覧では住民の目に届かない。せっかく多くの事業を行うので、各戸世帯に配布した方がよいのでは。世帯数はどれくらいになるのか。

西志津：15自治会で約4000世帯となる。そのうち認証申請の段階では2つの自治会が参加保留となっていたが、京成玉野自治会については、その後の総会で参加が認められ、9月1日の協議委員会には参加する。一部の自治会は参加しない。そこを除くと約3200世帯になる。

委員：私の地区のまち協でも最初は保留の団体があったが、保留しているところにも広報紙を配布し、こういう事業を行っているということを理解してもらうことが大事である。その結果、当初保留だった2地区が現在は参加している。4ページの児童育成事業は良い事業であると思う。通常このような事業を行うと参加するのは大抵母親であるので、父親を仲間に入れていくのは大事である。最近はいくつかの学校で父の会が立ち上がっているが、西志津小学校にも父の会はあるのか。

西志津：ある。

委員：今ある父の会を上手く利用して事業を行っていくということか。

西志津：そのように考えている。

委員：どうして一部の自治会は保留になっているのか？

西志津：向こうの会長が検討中ということで、いまだに結論がでていない。

こちらは何かあるごとに呼びかけを行っており、いつでも参加してくださいという姿勢を示している。

委員：合同防災訓練にも14自治会と記載されているが、地図を見ると大きな団体のようなので、一緒にやってもらいたい。住民の方々のためにも結びつきがもてるようになれば良いと思う。

事務局：先日、保留している自治会の会長と会う機会があり、まち協の話をしたが、参加するという回答はいただけなかった。

委員：防災訓練については加入の有無関係なく声掛けをして参加してもらった方が良い。声掛けを続けることによって、加入に繋がっていくと思う。

西志津：努力する。

委員：保留している地区にも西志津小学校に通学している児童の父親がいると思うので、声をかけて参加を呼び掛けてほしい。

副委員長：霊園道路安全対策については予算がついていないが、どのように事業を進めるのか。

西志津：今までは進捗状況を確認するために、移転先の墓地の視察を行っており、その際の車代として支出を行っていた。今回は畔田の墓地が完成したため、視察に行く必要がなくなった。道路開通場所については、近所であるので車は必要ない。これから道路が開通した後、地域の交通事情がどうなるのか検討を行い、何らかの対策を講じる必要性が生じてくるのではないかと考えている。道路の開通によって、今までとは別の交通体制になることが予想されるので、この事業を残して将来に備えようという考えである。

副委員長：1自治会では対応できないことをまち協が連携をとって、まとめていく事業と

して大変良い事業だと思う。

委員長：ハード面に限らず、地区の交通安全や交通体系の問題をまち協として考えていくことは、まち協の歴史に新たな1ページを開いたのではないかと思う。

西志津：市からのアナウンスによると、開通予定は26年度の予定である。

現在は開通工事の最中なので、25年度としては道路工事が市の予定通りに進んでいるのかを観察し、住民に報告をすることが重要な役目だと思う。25年度は事業として費用が発生しない。道路開通後に信号機の問題や車の流れが変わることによる問題がでてくるかもしれない。複数の自治会にまたがる問題が発生した時に、まち協がその受け皿となれるよう考えている。予定通りであれば、来年度には予算には金銭的な計上が必要になってくると思う。

委員：文化・芸能促進事業に「西志津こどもお囃子」という項目があるが、具体的にはどのようなものか。

西志津：20年程前から、夏祭りで太鼓と鉦でお囃子を一部の人たちで行っていた。その後、子供たちが参加するようになり、二十数年経過して、段々活動が盛んになり、曲目も増えていった。現在は集会所で週3、4回の活動を行っている。近隣でも注目されるようになり、近隣の町のお祭り等でお囃子をやってほしいという要望も多い。今後、事業として力を注いで育てていきたい。

まちづくり協議会ができる前はさくら自治会だけでこのグループを抱えていたが、子供の数も少なくなり、近隣自治会の子供たちも入れてほしいという声もあったため、子供を集める範囲を広げ、この地域の子供たちの情操教育として考えていきたい。

委員長：規約の第5条に会員に関する規定の表の中に、「公募者及び推薦者」とあるが、どのような手続きになるのか。役員名簿の推薦人とは違うのか。

西志津：現在の構成委員は自治会や諸団体から2名以内を原則としているが、各団体には優秀な方や有識者もいるので、その枠にとられない部分として余地を残している。公募者と推薦人については、最終的に会長の承認がないと、構成委員として認められないとしているので、すべてを受け入れるという形ではない。理事会に諮って、会長の承認を得ることが必要である。

委員長：他になければ質疑は終わりとする。

(2) 地域まちづくり事業の審議 (非公開)

4. その他

事務局より今後の日程と議事内容について報告。

5. 閉会

委員長：以上で本日の委員会は終了となる。

平成 25 年 8 月 23 日 (金)

委員長	名和田 是彦
副委員長	宇田川 光三
議事録署名人	田辺 幹憲